

佐賀県選挙管理委員会告示第十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十一年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年五月十五日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 資金管理団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
岩永たかのり後援会	岩永 孝則	松永 弘	西松浦郡有田町楠木原 乙一四七番地
さかの未来を創る会	佐野 辰夫	佐野 啓子	佐賀市新栄東二丁目二 一六
田原のぼる後援会	田原 昇	濱野常四郎	多久市北多久町大字多 久原二九三八番地
鶴田典康後援会	鶴田 典康	鶴田 典康	鹿島市大字高津原三五 八〇一
とみさき三郎後援会	富崎 三郎	田中 義博	神崎市千代田町大字用 作一四五五
みたに英史後援会	三谷 英史	三谷 信子	杵島郡大町町大字福母 二三五〇 八

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
井手いさお後援会	波多 毅	谷 成敏	伊万里市南波多町小麦 原一七二一
いとう茂後援会	池田 博	亀山 信二	鹿島市浜町一二四五 二

吉富利春後援会	山崎昭維後援会	山口耕一郎後援会	
吉富光三郎	栗山紀平	坂本祐作	
吉富光三郎	田中昭	古賀才治	
二七二一五 神埼郡吉野ヶ里町吉田	五〇九番地三 杵島郡白石町大字堤二	六二番地 唐津市相知町佐里一六	